

精華町教育委員会会議 議事録

令和 8 年（第 3 回）

- 1 開 会 令和8年3月24日（火） 午後2時30分
閉 会 令和8年3月24日（火） 午後3時45分
- 2 場 所 精華町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者
麻生委員 久保委員 高橋委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
松井教育部長 藤総括指導主事
山崎学校教育課長
河西学校教育課担当課長（防災食育センター長）
小笠原生涯学習課長
上野生涯学習課担当課長（図書館長）
高鍋学校教育課課長補佐
- 6 傍 聴 者 1名

7 議事の概要

（1）開会及び冒頭あいさつ

教育長から第3回教育委員会会議の開会を宣言。

（2）第2回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和8年第2回教育委員会会議の議事録について説明。

【採 決】

- ・全員承認

（３）教育長報告事項

２月２６日から精華町議会が開催されており、３月３０日に閉会される。

３月１３日に町内中学校の卒業式、３月１９日に町内小学校の卒業式があり、教育委員の方々にも出席いただいた。

３月２０日に精華中学校で青春祭（あおはるまつり）が行われた。コミュニティ協議会と地域や生徒、教職員が一体となって取組が行われ、春の恒例行事となっている。

３月２２日、精華町少年少女合唱団の定期演奏会と卒団式が行われた。

３月２４日、精華町民文化賞・スポーツ賞の表彰式が執り行われ、松下委員に審査委員長を務めていただいた。

各校のＰＴＡの状況について、数年前から加入の意思を入学時に確認する学校が増えたが、加入者が減少している。登校班の決定・付き添いや見守り等については、各学校で地域委員を維持しているところや、スクールヘルパーをお願いしたり、行事ごとにボランティアを募るなど工夫をしている。そのことについて、町議会議員から申し入れがあり、ＰＴＡの衰退、消滅などによる子どもたちの安全・安心や学校教育への影響を危惧していること、そして、教育委員会において学校やＰＴＡ、あるいは新規組織にしっかり寄り添って指導、助言を行い、学校教育、家庭教育、社会教育の保持に努め、子どもたちに支障が生じないようにということであった。教育委員会として、しっかりと支えていく取組をしなくてはならないとの認識を示している。

（４）議決事項

議案第８号 精華町社会教育委員の委嘱について

教 育 部 長 【提案理由の説明】

１２名の方を社会教育委員として委嘱するもの。定数１２名中、引き続き就任いただく９名及び新任２名の計１１名についての提案である。引き続きご就任いただく９名は、高鍋房美様、尾崎麻由美様、村上栄様、堀口紀代美様、播磨富士子様、尾崎万佐子様、丸山琴羽様、吉田一雄様、向井麻美様

で、新任の２名については、中塚信江様、高岡いずみ様である。定数１２名の残り１名については、町立小・中学校の校長会からの推薦により選任することとしている。

また、社会教育委員の任期は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間である。

【委員のご意見】

松 下 委 員 任期について、どこかに記載されているのか。

生涯学習課長 精華町社会教育委員に関する条例に、委員の任期は２年とすると記載されている。

(採決 － 原案どおり決定)

議案第９号 精華町文化財保護審議会委員の委嘱について

教 育 部 長 【提案理由の説明】

５名の方を文化財保護審議会委員として委嘱するもの。上杉和央様、吉田一雄様、田中淳一郎様、今田賢司様、澤田守生様の５名全員を再任する提案である。文化財に対して学識経験を有する方をはじめ、文化財の保存と活用に携わっている方々を選任するもので、任期については、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間である。

【委員のご意見】

松 下 委 員 令和８・９年度の２年間での文化財保護審議会の主な職務内容について説明してほしい。

生涯学習課長 町指定の文化財の候補が挙がってきた際の検討が主な職務内容である。ただ、頻繁に対象案件が出てくるというわけではない。またこの間、精華町文化財保存活用地域計画の策定に取り組んできたが、計画の進捗状況についても併せて審議会として活用の状況などを確認いただく場として想定している。

(採決 ― 全員挙手により原案どおり決定)

議案第 10 号 精華町スポーツ推進委員の委嘱について
教 育 部 長 【提案理由の説明】

改選に伴い、委員として、杉嶋秀美様、中川清史様、渡邊さわ子様、武元敬子様、小山内香菜様、浅尾博文様、大森一美様、小田もみじ様、小川昂毅様、松浦寛二様、10名全員が再任の提案である。なお、定数15名のところ、今回は10名の提案であり5名の欠員が生じているが、適任の方がおられたら、改めて教育委員会にて提案させてもらう。委員の任期については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。

(採決 ― 全員挙手により原案どおり決定)

議案第 11 号 精華町体育施設管理運営規則一部改正について
教 育 部 長 【提案理由の説明】

精華町体育施設管理運営規則の改正内容については、池谷公園多目的コートなどの体育施設のインターネットを通じた仮予約について、これまで町内在住者に限定をしていたが、先月の教育委員会会議で決定いただいたむくのきセンターと同様、京都府市町村共同公共施設案内予約システム更新の見通しが確定したことに伴い、町外在住者も同システムの利用が可能となり、町外在住者に関する規定を追加するものである。条文の第3条において、町外在住者の申請に係る仮予約ができる期間を追加するものである。また、附則について、この規則は、新システム稼働予定日の令和8年3月30日から施行するものである。

(採決 ― 全員挙手により原案どおり決定)

議案第12号 令和8年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について
教 育 部 長 【提案理由の説明】

令和8年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について、この指導の重点の案については、1月と2月の教育委員会会議において、事務局で作成した案を提案及び説明し、予め協議いただいた。本日提案する最終案については、これまで意見をいただいた内容を反映したものである。

前回の会議で示した案から修正などを行った箇所について、総括指導主事から説明する。

総括指導主事 第2回教育委員会会議及びそれ以降に意見をいただいた点について、事務局から説明する。

1 学校経営の基本事項の（2）の2行目の「教育内容、指導方法」を「教育内容・指導方法」に変更し、文言整理を行った。

2 未来を生き抜く子どもの育成の内容では、（1）主体的・対話的で深い学びの括弧を外した。今後、深い学びの実現が授業改善の重要な視点となることは、来年度からスタートする研究主任会や授業改善の取組の中で伝えて、指導の重点の文言としては、これまでの表記とする。

同じく2 未来を生き抜く子どもの育成（9）健康教育・薬物乱用防止教育の充実では、「適切に行動できるよう」の「る」が抜けていたため、文言整理を行った。

続いて（12）ICTの積極活用、プログラミング教育の推進では、「発達段階に応じて」を「発達の段階に応じて」に変更した。「発達の段階」に変更することで、児童生徒の実態に応じた形だという意味合いを持たせるためである。

5 命を守り人権を大切にする共生社会づくり（1）人権教育の推進では、「児童生徒に基本的人権を尊重し」の文言から「児童生徒に」を削除して、「基本的人権を尊重し」に変更した。「児童生徒に」を削除しても、文意が伝わるため。

【委員のご意見】

麻 生 委 員 精華町教育大綱の日付が令和 6 年になっているが、令和 8 年の間違いではないか。

教 育 部 長 教育大綱については、町長の任期ごとに定めていくため、今回は令和 6 年 4 月 1 日に定めた教育大綱である。

(採決 ― 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 精華町議会定例会 3 月会議について

精華町議会定例会 3 月会議は、2 月 26 日から 3 月 30 日までの 33 日間の会期で執り行われている。3 月 30 日が最終日で、委員長報告と採決を残すのみとなっている。

3 月会議における教育委員会関係の対応状況を報告する。

議案関係では、2 月の教育委員会会議において意見聴取をした議案で、予算関係が 2 件、そして、工事請負契約関係が 2 件であった。報告では今年度進めていた学校トイレの洋式化等の工事の契約に関し、一部工事内容の変更に伴う契約金額などの変更が 2 点あった。

次に、代表質問については、4 会派中 3 会派から質問があり、杉浦町長の令和 8 年度施政方針の基本方針に対する質疑があった。

一般質問については今回、12 名の議員から質問の通告があり、教育委員会関係では 4 名の議員から質問があった。内容としては、電子図書館の導入やいじめや不登校児童生徒について、そして、中学校の部活動や P T A についてなどであった。

行政報告では、教育長から 3 件の報告、そして、民生教育常任委員会においては 1 件の報告を行ったところである。

2 令和8年度教育部職員の人事異動について

3月23日、精華町役場職員の人事異動の内示が行われた。令和8年度の教育部の人員体制としては、図書館においては現行の正規職員4名体制から3名体制となる。この間、体制充実も含めた人員増を図ってきたが、1人減ということで、3年前の令和5年度の体制と同程度となる見込みである。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

2月の問題事象は0件。

不登校の児童数は19名。

(2) 中学校

2月の問題事象は2件。

1件は、学校内での生徒間暴力で、もう1件は、学校管理外であるが、対人暴力である。

不登校の生徒数は39名。

長期欠席の状況について、前月との比較では、小・中学校で微増となっている。

本日から、春季休業に入るため、各学校においては新年度に向けた丁寧な対応を進めていただいている。

2 重災害事故報告について

2月の報告は2件。

1件目は小学校の休み時間中に、サッカーでの接触により肩から転倒し、鎖骨を骨折したという事象。

2件目は小学校で階段を歩行中、足を踏み外し、足首をひねり、右足くるぶしを骨折したという事象。

学校教育課長 1 精華町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

国の法律、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が行われ、教育職員の時間外のほか、働きやすい職場環境を目指すために計画の策定が義務づけられたため、本計画案を作成した。国の作成例をベースにして、計画を作成している。

内容について、計画の構成は大きく5点掲げている。1点目に計画の趣旨と現状、2点目に目標、3点目に計画の期間、4点目に実施に関する内容、5点目に今後のフォローアップという構成である。

概要のみ順に説明する。

1. 計画の趣旨、現状について

（1）計画の趣旨では、初めに町の「こどもを守る町」宣言から本町の教育大綱の内容に触れ、その後、本町の目標の達成のためには、先生方が心身ともに良好な状態で、その専門性を最大限発揮する環境が必要なため、働き方改革に向けた方向性や目標を国の示す業務の3分類を踏まえて重点的な取組を設定し、よりよい教育を目指すとしている。

（2）精華町の現状では、学校での時間外勤務の状況に触れ、徐々に減少してはいるが、まだ依然として時間外が多い先生方もいるという現状を、令和2年度と令和6年度の内容を比較し、記載している。

2. 目標について

（1）時間外在校等時間に関する目標では、3点の目標を掲げており、全職員が1か月当たり45時間を超えないようにする。また、全職員がどの月も年間の平均時間を30時間程度となるようにする。そして、1年間の時間外を年間360時間以下としている。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標では、誰もが年休10日以上を取得を目指す。高ストレス者

の割合を８％以下まで減少させる。これは、令和６年度の実績を踏まえて設定している。そして３点目はストレスチェックにおける健康リスク値の割合について平均７５％以下を目指すとしている。

３．計画の期間について

京都府や国の改定期間が令和１０・１１年度ということで、町でも同じ内容で設定している。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容について

本町で重点的に取り組む項目を記載している。

（１）「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた業務の見直しでは、国の示す３分類（イ 学校以外が担うべき業務、ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務、ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務）に準じた仕分けを行い、国の指針の中から町の優先的、重点的に取り組みたい項目を抜き出して設定している。

（２）学校における措置の推進では、授業時間の設定に関すること、留守番設定で先生の早期退勤を促す取組という記載をしている。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組では、教育職員の健康と福祉を確保することとして、年次休暇の取得促進に関すること、健康増進に向けた取組、勤務時間、業務量の適切な管理の項目を記載している。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保していくために、今後のフォローアップについて記載している。例えば働き方改革の見える化ということで、先生の在校時間についてホームページで公表すること、あるいは、総合教育会議において、その状況を報告すること、また、保護者、地域の方へ業務管理・健康確保措置について周知を行うことなどを記載している。

以上が計画の概要であり、今後策定していく中で、またお気づきの点等あれば、次回教育委員会までに意見をいただき

たい。

【委員のご意見】

松 下 委 員 教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の案について訂正してほしい。まず、冒頭の昭和43年に「こどもを守る町」宣言を精華町がしたということについて、この前後に様々な答申や特別措置法が出た中での「こどもを守る町」宣言であった。それはいいが、文章の流れで、昭和43年頃にこの精華町教育大綱ができたように読めてしまう。一番初めは、平成27年に文科省の通知があり、この教育大綱を全自治体の教育委員会が定める必要があり、策定された。その際に、文科省から3点通知と指示があった。1点目は、今まで、例えば教育委員会組織で教育委員長と教育長があったが、一本化し教育長がその委員長の職務もするという事。2点目は、総合教育会議の設置。3点目が、この教育大綱であった。そのため、昭和43年頃という記載は誤りであり、前文と教育大綱については分けて書いたほうが良いかと考える。

教 育 長 次回確定させられるよう文言の整理を行いたい。この趣旨で取り組むということで確認いただき、微調整をしていくという段取りで理解いただきたい。

麻 生 委 員 先日、学校訪問をした際に、現場で一番困っていることは、産休、育休、病休などの代替をすぐに確保することが難しいということであった。その対応という項目がないように思える。地方自治体によっては、ITを利用した求人の方法など、教育委員会の人材不足に対応できるようないろいろな求人方法がある。それらを参考に、代替の人材を確保できるように工夫するみたいな項目があってほしい。

学校教育課長 今回の具体的な行動計画については、19項目設定されている。このような中で、どういう形で先生方の負担軽減を図っていくかというのが主眼になっている。先生方の配置については進めていく必要はあると考えているが、基本的な

スタンスとしては、この項目に沿った形の計画で進めていければと考えている。

教 育 長 先生方や、教育委員会がどのように進めればよいのかの指針となっている。基本的な教員定数や、教員の増減については範囲外となる。

松 下 委 員 教員の確保については、全国的な問題だろう。これを解決する方法は2点考えられる。

1点目は、教職を希望する人をどのように増やすか。どれだけその希望者を増やすかということは、教師の魅力の問題と今のここにある働き方改革で働きやすい環境が必要になる。

2点目は、塾との関わりが必要と考える。教員の定数を増やしても、人員が足りない。あとは、教育関係に携わる、例えば塾関係者を採用する。精華町でも、4月1日現在では充足しているが、その後産休、育休、病休も含め教員が足りていない状態ではあるけれども、国全体を見ると、定数さえも足りていないところもあり、厳しい状況である。

麻 生 委 員 企業でも求人は厳しい状態ではあるが、何とか方法を見出せば、もう少しは増えるのではないか。

松 下 委 員 教師に何が必要かと質問したところ、ほとんどが給料面という回答であった。給料が上がれば、もう少し人員も集めやすいのではないか。

久 保 委 員 計画の趣旨に記載のとおり、働きやすさと働きがい、職場環境づくりに尽きる。これが明記されていることが重要である。負担が大きい教員に対し、給料など何かの補償があるのは職場環境作りにつながる。課題は多くあるだろうが、子どものためと気張っている教員の心が折れないように支えることができればと考える。

教 育 長 教職調整額が今年1月から本給の5%である。教職調整額は諸手当に反映されるもので、毎年1%ずつ増え、最終的に10%とする法改正がされた。かなり久々の大きな給与の改

善につながっている。かつて、教員の給与は人材確保の観点で、行政職より高い水準で設定されていたが、時代とともにそうではなくなってきた。そして、教員の人材確保のための給与制度の見直しとして現在取組中ということである。

指針としては4月1日からの施行であるので、この趣旨で進めるが、文言等の修正については、次の委員会で決定したい。それまでに意見などをお伝えいただければ、反映させていきたい。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1点目の精華町女性の会総会については4月15日、2点目の精華町文化財愛護会総会については4月22日、3点目の精華町文化協会総会については5月11日に、それぞれ実施予定である。

また、4点目のけいはんなサイクルレースについては4月19日の午前8時に開会式を実施予定である。

(6) 後援関係

2月から3月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数6件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が6件で、社会教育係の担当が5件、図書係の担当が0件、社会体育係の担当が1件となっている。

(7) 4月の行事予定

主なものとして、4月1日、教育委員の皆様立会いの下、教職員の辞令交付式を行う。4月8日には、小・中学校ともに始業式が開催され、9日には小学校、10日には中学校の入学式が開催される。

4月23日には、小学6年生、中学3年生を対象に、全国学力・学習状況調査が実施される予定である。

(8) その他

松 下 委 員 報道されている沖縄・辺野古での高校生が被害に遭われた船の事故は、皆様ご存知かと思う。町内でも、小・中学校ともに校外学習等を控えているが、特に水関係に関しては怖いので、危機管理など教育委員会から指示・指導等を改めてお願いしたい。

(9) 閉会

教育長が第3回教育委員会会議の閉会を宣言。